

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 住民票等への旧姓併記

女性活躍推進策の一環として、今月5日から住民票とマイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記できるようになる。旧姓での契約や口座名義の証明などに活用できる。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 4(月) 大安	振替休日、消費者センター開設記念日
5(火) 赤口	津波防災の日
6(水) 先勝	
7(木) 友引	
8(金) 先負	立冬、一の酉
9(土) 仏滅	全国火災予防運動、ベルリンの壁崩壊から30年
10(日) 大安	祝賀御列の儀(祝賀パレード)、大相撲九州場所初日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/28(月)	22,867 △ 67	108.73 ▼0.12
29(火)	22,974 △107	108.85 ▼0.12
30(水)	22,843 ▼131	108.85 ± 0
31(木)	22,927 △ 84	108.60 △0.25
11/ 1(金)	22,851 ▼ 76	107.95 △0.65

## キャッシュレス決済手数料の消費税の取扱い

## ◆キャッシュレス・消費者還元事業の登録状況

中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する「キャッシュレス・消費者還元事業」の開始から1ヵ月が経過しました。

経産省によると現在、加盟店の登録申請数は約92万店(10月31日時点)、登録加盟店数は約64万店(11月1日時点)となっています。本事業の実施期間は来年6月までの9ヵ月間となっており、登録申請は来年4月まで可能です。

なお、本事業の期間中に登録加盟店が決済事業者を支払う決済手数料率は3.25%以下に設定され、さらに手数料の1/3が補助されます。

この決済手数料に係る消費税の取扱いは、クレジットカードや電子マネーなどの決済手段によって異なります。

## ◆決済手数料に係る消費税の取扱い

クレジットカードの決済手数料については、カード会社と直接契約している場合であれば金銭債権の譲渡に該当することから、消費税は非課税となります。一方、契約が決済代行業者の場合における手数料は課税取引となります。

また、電子マネーなどの決済手数料は、決済システムの提供の対価として課税取引です。

なお、決済手数料の1/3補助については、決済事業者が加盟店に対して、①一旦全額の手数料を徴収後、手数料の1/3を支払う方法、又は②徴収する手数料から予め1/3を控除する方法により行われますが、これは国庫補助金を財源とした補填金であることから、消費税の不課税取引になります。

## ■この記事の詳細は、情報BOX201542

## 台風19号の被災企業に対する追加支援措置

台風19号による災害が激甚災害として指定されたことに伴い、被災した14都県の中小企業者等に対し、①中小企業信用保険の特例措置、②災害復旧貸付の金利引下げが実施されます。

①は罹災証明を受けた中小企業者が事業の再建資金を借り入れる際、一般保証とは別枠で信用保証を利用できます(借入額の100%を保証)。

また、②は日本公庫が実施している災害復旧貸付について、融資額のうち1千万円を上限に3年間、金利が0.9%引下げられます。

この他、雇用調整助成金についても助成率の引上げ(中小企業は4/5)や、支給限度日数を300日に上げるなどの追加措置が実施されます。

## ★★★ 11月のチェックポイント ★★★

※年末調整の準備。各種控除申告書などを社員に配布し、控除を受けるために必要な証明書などの提出を促します。中途入社の方には、前勤務先の「源泉徴収票」を取り寄せるよう依頼。

※年末商戦費用・賞与などを加えた資金計画を確認。必要資金確保のため得意先管理を徹底し、売掛金回収に努めます。借入が必要な場合には、早めに金融機関に提出する書類の準備をします。

※人材不足の高まりから、パート・アルバイトを確実に確保するために早めの募集を行います。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## キャッシュレス決済の加盟店手数料に係る消費税の取扱い

## ◆キャッシュレス・消費者還元事業の実施状況

キャッシュレス・消費者還元事業は、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、消費税率引上げ後の9ヵ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するもので、登録加盟店に対して、キャッシュレス決済端末等を自己負担なしで導入可能、期間中の決済手数料(3.25%以下)の1/3を補助、加盟店でキャッシュレス決済をした消費者に5%を還元します。

## ◎加盟店の登録状況

本事業開始から1ヵ月が経過しましたが、登録申請数は約92万店(10月31日時点)、登録加盟店数は、約64万店(11月1日時点)です。登録加盟店数は、11月1日には約73万店になる見込みです。

## ◎地図アプリの機能改善や広報キットの運用変更について

地図アプリにおいて、同一店舗であるにも関わらず地図上で複数のピンが表示される、いわゆる「名寄せ」問題については、店舗からの申請を受け付けており、11月中旬以降、順次、修正を反映していきます。また、ポスターなどの店頭用広報キットについては、1ヵ月間の使用実態や意見等を踏まえ、11月以降は従来よりも軽量の広報キットを各店舗に郵送する運用に変更します。

## ◆加盟店手数料に係る消費税の取扱い

クレジットカード決済に係る加盟店手数料については、消費税法施行令第10条第3項第8号に規定される「金銭債権の譲受け」に該当し、非課税となります。ただし、カード会社との直接契約ではなく決済代行業者を介している場合、決済代行業者に対する手数料は「金銭債権の譲受け」に該当せず、課税取引となります。

また、交通系電子マネーやLINE Pay、楽天Edy、nanaco、WAONなどの決済手段に係る加盟店手数料については、役務提供の対価として課税取引となります。

## ◆加盟店手数料補助に係る消費税、法人税の取扱い

本事業期間中、登録加盟店となった中小・小規模事業者が決済事業者を支払う加盟店手数料率は3.25%以下に設定され、手数料の1/3が補助されます。この加盟店手数料補助は、決済事業者を通じて行うこととし、加盟店への補助方法は下記、のいずれかとなります。

- ①一旦全額の加盟店手数料を徴収した後に当該加盟店手数料の1/3を支払う方法
- ②徴収する加盟店手数料から予め1/3を控除する方法

## 【消費税の取扱い】

決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の1/3相当額は、公的な国庫補助金を財源とした補填金であり、加盟店から決済事業者に対する何らかの資産の譲渡等の対価として支払うものではないことから、消費税は不課税となります。

また、この補填金は売上又は仕入品の量目不足、品質不良、破損等の理由により代価から控除される額である「値引き」には該当しないことから「手数料の値引」ではなく「手数料の補填金」となります。決済事業者から加盟店への当該補填金に係る請求書もしくは通知書等において、当該補填金は公的な国庫補助金を財源とした経費の補填金であり消費税の不課税取引となることを明示する又は通知する等の方法により、決済事業者側及び加盟店側の会計処理及び消費税の処理において、加盟店手数料の値引処理を行わないようにする必要があります。

これら取扱いは、決済事業者が加盟店から受領する加盟店手数料に係る消費税の取扱いや、補助方法にかかわらず、同じとなります。

## 【法人税の取扱い】

決済事業者が加盟店に支払う加盟店手数料の1/3相当額の補填金は、公募要領に基づく責務により決済事業者から加盟店に支払われるものであるから、決済事業者において法人税法上の寄附金以外の損金、加盟店において益金となります。

なお、加盟店における1/3相当額の経費補填金に係る益金算入時期は、原則として決済事業者を支払う加盟店手数料の損金算入時期と同一となりますが、加盟店において当該経費補填金の対象となる加盟店手数料の管理が行えないことなどの理由によりその補填金額が計算できない場合には、その補填金の支払通知のあった時(入金時)の益金算入も認められます。